

仕 様 書

委 託 番 号 令和7年度 第3－3号
委託業務の名称 水草刈取業務委託
委 託 場 所 琵琶湖(北湖西岸)

第1条 目 的

琵琶湖の水草は、平成6年の大渇水以降急激に増えはじめ、夏には大量繁茂した水草が湖面を覆い、船舶航行や漁業の障害等をもたらしている。

本県では、このような状況を改善するため、水草の除去・刈取りを行うとともに、資源循環の観点から揚陸された水草の有効利用を図っており、本委託事業では、これらの取組の一部として、受注者が準備する水草刈取船を使用して、琵琶湖の水草表層刈取りを行うものである。

第2条 業務の概要

琵琶湖(北湖西岸)における水草の刈取りおよび揚陸地への運搬。

第3条 本業務の実施に当たっては、「一般土木工事等共通仕様書(令和6年4月 滋賀県)」(以下「共通仕様書」という。)、 「一般土木工事等共通仕様書付則(令和6年4月滋賀県土木交通部)」(以下「付則」という。)によるものとする。

第4条 委託業務の実施方法については、下記のとおりとする。

記

(1)水草刈取計画の作成

受注者は、琵琶湖の水草の繁茂状況や水草による被害状況等を整理して発注者と協議・調整し、水草刈取計画案を作成する。

水草の繁茂状況は、気温、水位、日照時間等に大きな影響を受け、常に変化していくことから、効果的な対策を実施するため刈取作業は順応的管理により進めることとし、刈取計画を常に見直し、変更が必要な場合は県に報告し承認を受けてから対策を実施するものとする。

なお、水草刈取量は揚陸時の湿潤重量とする。

(2)刈取手法

①刈取機械等

刈取機械は、県が所有する水草刈取船「スーパーかいつぶりⅢ」「スーパーか

いつぶりⅣ」と同等以上の能力を有するものとし、受注者で準備するものとする。

②刈取作業

刈取作業は、水草刈取計画に基づき実施するが、県が表層刈取業務の監督を委託している(公財)淡海環境保全財団と協議しながら進めるものとする。効果的な刈取時期等を常に検討しながら刈取りを行い、より効果的・効率的な方法を提案するものとする。提案に基づき試験刈取を実施する場合は、その結果を検証し、速やかに報告しなければならない。

また、運搬等の作業についても、より効率的な作業手法等を提案・検証し、改善に努めるものとする。

* 刈取機の移動や刈取作業に際しては、琵琶湖の水位は常に変化することから、水面下の障害物には十分注意し、衝突や機械への巻き込み等の事故を起こさないようにしなければならない。

③刈取場所

刈取場所については、実施予定地域を定めるが、水草の繁茂状況は常に変化していくことから、水草の状況を確認し、(公財)淡海環境保全財団と協議しながら繁茂状況に応じて進めることとする。

実施予定地域

北湖西岸 高島市新旭町饗庭 木津沖、岡沖 等

④特定外来生物(植物)への対応

オオバナミズキンバイ(以下「オオバナ」という。)やナガエツルノゲイトウ(以下「ナガエ」という。)が密生している水域を事前に把握し、混入の可能性がある水域での刈取は原則として実施しない。

やむを得ず当該水域で刈取を実施する場合(県民から苦情が発生した場合等)には、オオバナ、ナガエの密生している水域に近い場所を避けるなどして、混入するリスクをできる限り少なくする。

なお、対応方法については、監督職員および(公財)淡海環境保全財団と協議を行うこと。

(3)運搬

刈り取った水草は、運搬船により揚陸地へ運搬するものとする。

(4)揚陸

①揚陸場所

揚陸作業は、(公財)淡海環境保全財団が実施するため、揚陸地、日程等について調整を行いながら進めるものとする。

②夾雑物の除去

必要に応じて取り除いた夾雑物(ペットボトル、ビニール、釣り糸、空き缶、ワイヤー、ビンなど)は、産業廃棄物として適正に処理するものとする。なお、水草から除去した紙くず、木くず、繊維くずは、夾雑物を除去した市町において、一般廃棄物として適正に処理しなければならない。

③資材の手配

揚陸時に使用する資材は、受注者が手配するものとする。

(5)地域住民等への対応

① 受注者は、事業の実施に当たり関係市町、地域住民等と必要な交渉を自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

② 受注者は、事業の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。また、苦情があった場合には、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

③ 受注者は、(5)①および②の交渉などの内容は、後日紛争とならないよう文章で明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

④ 天候や現場状況により作業が危険と判断される場合は、現場代理人の判断において、即座に作業を中止するものとする。中止した場合は、監督職員に報告しなければならない。

⑤ 本作業が原因として発生したと想定される事態に対しては、関係者と調整し、誠意をもって、その解決にあたらなければならない。

(6)安全配慮

本業務の遂行につき、労働安全衛生規則等に遵守し、作業者の安全に十分な配慮を行うものとする。

特に水面下の障害物には特に注意して作業しなければならない。

(7)報告

刈取場所(位置図、平面図)や刈取量等を作業日ごとに詳細に整理するものとするとともに、作業日報を別記様式により作成し、提出するものとする。なお、様式については別記様式の内容を網羅したものであれば、任意のものを使用しても差し支えない。

また、報告内容等については、以下のとおりとする。

① 月別報告

刈取範囲や刈取量を整理し報告するものとする。

② 完了報告

作業日報および機種ごとに、刈取日、刈取場所、刈取面積、刈取量(t)、運搬船の隻数、揚陸場所を一覧表に整理したもの、水草を刈り取った範囲を示す図面、作業前、中(刈取り、積込み、運搬)、後の写真を整理して提出するものとする。

(8)連絡調整

業務が円滑に遂行できるよう、関係市町および(公財)淡海環境保全財団等との連絡調整を緊密に行わなければならない。

第5条 暴力団員等による不当介入の排除について

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

(1)受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2)受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。

また、受注者は、以上のことについて、再委託先に対して、十分に指導を行うものとする。

(3)受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

水草刈取等作業日報

(作業日)令和 年 月 日 (報告者職・氏名) _____

刈取機名	
作業水域名	
刈取量	トン
運搬船の隻数	
陸揚場所	
水草の種類	
水草の状態	
夾雑物の除去量	
備考	

※ この日報は、刈取りに使用した機械ごとに作成すること。

(別記様式第1号)

令和 年(年) 月 日

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

滋賀県
滋賀県警察署長 様
様

(報告者)

※ 取扱警察	滋賀県	警察署 課
-----------	-----	----------

請負者	所在地	(本社)		TEL()	—	
				FAX()	—	
		(現場事務所)		TEL()	—	
				FAX()	—	
	名 称					
	代表者	(現場事務所の代表者)				
	通報者等	(通報者 職氏名)		TEL()	—	
		(対応者)				
		・所属会社名		TEL()	—	
		・氏 名				
不当介入に係る 行為者	住 所			TEL()	—	
				FAX()	—	
	所 属					
	役 職					
	氏 名					
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃					
	[元請・下請]					
	[下請の場合、現場事務所の所在地]					
工事件名						
不当介入の内容 被害の状況						
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無					
	通報先警察署名 (滋賀県 警察署 課)					
通 報 日 時 令和 年 月 日 時 分頃						

- 注)1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
- 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
- 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
- 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。